

## **平成29年度 第1回文京区障害者差別解消支援地域協議会 会議録**

日時 平成30年2月27日（火）午後2時00分から午後3時28分まで

場所 文京シビックセンター24階第1委員会室

### **<会議次第>**

開会

#### 1 議題

- (1) 不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供に関する事例について
- (2) 今年度の文京区の取組みについて
- (3) 障害者理解促進及び差別解消のための条例案（都の動向）について

#### 2 その他（意見交換）

閉会

### **<障害者差別解消支援地域協議会委員（名簿順）>**

#### **出席者**

高山 直樹 会長、志村 健一 副会長、住友 孝子 委員、賀籐 一示 委員、  
寺澤 弘一郎 委員、梅谷 俊夫 委員、北原 隆行 委員、前芝 博樹 委員、  
諸留 和夫 委員、本山 棣子 委員、大形 利裕 委員、林 顕一 委員、須藤 直子 委員

#### **欠席者**

小和瀬 芳郎 委員、飛沢 未来 委員、本村 哲 委員、渡辺 泰男 委員、瀬川 聖美 委員、  
二瓶 紀子 委員、井上 博和 委員、小野澤 勝美 委員、安達 勇二 委員、石原 浩 委員、  
久住 智治 委員

### **<幹事>**

#### **出席者**

福澤 正人 経済課長、中島 一浩 障害福祉課長、渡瀬 博俊 予防対策課長、  
安藤 彰啓 教育センター所長

#### **欠席者**

内藤 剛一 保健サービスセンター所長

**障害福祉課長：**本日は年度末の大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。一昨年4月に障害を理由とする差別の解消に関する法律、いわゆる障害者差別解消法が施行されて以後、文京区では障害を理由とする差別の解消に向け様々な事業に積極的に取り組んできたところでございます。このような取り組みの一環といたしまして、昨年度、文京区障害者差別解消支援地域協議会を設置し、今回、平成29年度第1回の協議会を開催することができましたので改めて感謝申し上げます。今後ともどうかよろしく願い申し上げます。

それでは、本日の進行を高山会長にお願いしたいと思います。会長、よろしく願いいたします。

**高山会長：**第一回になりますが、今日もよろしく願いいたします。差別の問題というのは、歴史的にも構造的にもたくさん重層的に重なっておりますので、文京区の中のいろいろな声を聞きながら、この差別の解消に努めていきたいと思っておりますので、積極的なご意見をお願いしたいと思います。それでは、本日の予定と配付資料の確認をお願いいたします。

**障害福祉課長：**それでは、議事に入る前に、本日の委員のご出欠状況ですけれども、小和瀬委員、飛沢委員、本村委員、渡辺委員、瀬川委員、二瓶委員、井上委員、小野澤委員、安達委員、石原委員、久住委員が欠席ということで、ご連絡をいただいております。また、幹事についてですが、保健サービスセンター所長の内藤が本日公務のため欠席となっております。なお、福祉部長の須藤につきましては、公務のため中座させていただきますので、よろしく願い申し上げます。

本日の予定に移ります。まず平成29年1月～平成29年12月までの区内における障害を理由とした不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供に関する事例を事務局からご紹介し、皆様からご意見をいただきたいと思いますと考えてございます。次に平成29年度における障害者差別の解消に向けた区の実践について事務局からご紹介し、こちらにつきましてもご意見をいただければと考えてございます。

次に、東京都における障害者理解促進及び差別解消のための条例案について事務局からご紹介いたします。こちらにつきましては、今後、文京区におきましても、都における状況を踏まえ、このような条例が必要なのかどうなのかといった検討をする必要が出てきてございますので、そこについてもご意見をいただきたくお願い申し上げます。最後に皆様のご意見をお伺いした後に、総括したご意見を伺いたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。続きまして資料の確認ということで、お手元の資料をご確認いただければと思います。まず、「平成29年度第1回文京区障害者差別解消支援地域協議会 次第」、資料第1号「不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供に関する事例」、資料第2号「障害者差別解消の推進に係る区の実践について」、資料第3-1号「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（仮称）の構成と基本的な考え方について」、資料第3-2号「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（仮称）の概要（案）」、パンフレット「障害者権利条約」、パンフレット「障害者差別のないまちは誰もが暮らしやすいまち（文京区）」、次に「平成28年度第1回文京

区障害者差別解消支援地域協議会会議録」、以上となっております。また、席上配付といたしまして「文京区障害者差別解消支援地域協議会委員名簿」、周知啓発グッズこちらにつきましては、すけだちくんカレンダー、点字付きクリアファイル、心のバリアフリーハンドブックとなっております。以上ですが、不足のものがあれば、お申し出いただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

**高山会長：**大丈夫でしょうか。それでは、議題に入ります。議題の1ですが、「不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供に関する事例について」事務局から説明をお願いします。

**障害福祉課長：**それでは資料第1号ご覧ください。

平成29年1月～平成29年の12月までの1年間で文京区に寄せられた、不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供について、一覧表をまとめたものがございます。

まず、こちらの資料第1号の上段ですが、こちらは障害児あるいは障害者ということで障害のある方から寄せられた意見を、下は事業者ということで、相談が事業者から寄せられたものとなっております。具体的には、不当な差別的取扱いとして相談が寄せられたものは2件ございました。次に合理的配慮の不提供としては4件、それぞれ障害者の方から2件、事業所の方から2件、その他で1件ということで、合計としては7件寄せられたものとなっております。

それでは、2の主な相談内容と対応状況についてですけれども、不当な差別的取り扱いにつきましては、会社内におけるいじめということで、障害者基幹相談支援センターに寄せられたものがございました。ただ、こちらにつきましては、実際相談された方が、ご本人の情報を一切開示しないということもありまして、具体的にどこでどういうことがあったのか、特定ができないことがございましたので、対応といたしましては、その方だけがわかっている勤務地を所管する役所等に相談するように助言したといったものでございます。次に、2番目として、発達障害が基による行動により、学校による転校勧告をされたといったものが1件寄せられてございます。

次に、合理的配慮の不提供ということで、就労移行支援事業所における職員の対応について、障害者基幹相談支援センターに寄せられたものがございます。それにつきましては、基本的に、事業所が文京区外にあったということもございますので、事業所が所在する当該自治体と連携を取りながら、内容の確認及び対応の依頼をしたといった形になります。2つ目が、金融機関に対して障害者が自宅への訪問の依頼をした場合についての対応ということで、こちらにつきましては、障害のある方がなかなか銀行での対応や手続きがしにくいので、銀行の方が自宅に来て欲しいといったお話だったと思っておりますけれども、こちらについては銀行としては、なかなか難しいという話がありましたので、そこは当事者間で妥協点を見出すような話し合いをしていただきたいということで助言をさせていただいたといった形になります。3番目に、文京区における民間団体主催の講座に参加する場合において、手話通訳の参加費徴収に関することということで1件ございましたので、こちらについては、後ほどご紹介させていただきたいと思っております。

4番目、文京シビックセンター内のだれでもトイレの水を流すボタンについて、視覚障

害者がわかりにくいという事がありましたので、こちらについてはボタンの上に点字の表記をさせていただいてございます。その他といたしまして、文京区内の医療機関からの理不尽な発言についてということで、こちらにつきましては、相談者の在住の市町村の担当のケースワーカーに状況を説明し、対応をお願いしているといった形になります。

**高山会長：**発達障害の方と学校のケース、発達障害に関して、手帳を持っているかの関係はなくて、多くなってきている中で、教員の人たちの理解は、ほかの子供たちにとって重要な要素になるわけですね。そのあたりの理解がどれだけきちんとなされているのか、ってことはすごく大切なポイントになってくるのは一つの事例から見えてくるものもあるんじゃないかな、っていうことなんですけどね。意見としてそういうことです。

ほかに何かございますでしょうか。後からも、私が差別解消についての概略を説明しますから。差別っていうこともそうなんです、例えば、これをみていただくと、上にいじめとありますよね。もしかすると虐待かもしれない、ということもありうるわけですね。だから、差別と問題ということはいさ少し広く見ていくと、この虐待というところと繋がってくる可能性もあったりとかですね、もう一つは、例えばシビックセンター内の水を流すボタンのことであるとか、それから、就労支援事業所の職員の対応についてであることとか、これ苦情だったりするわけですね。苦情とかその虐待とかこういう声が幅広くある中に差別が存在しているって考えたときに、苦情だとかということや、どれだけ企業や事業所が聞く耳をもって、そういうことを受けているかってことがポイントとなってくるんだらうと思いますね。差別の中には苦情や虐待や或いは色んな声があって、その声を聞いているのか、というところにポイントがあるんだらうってのは、この事例だけでも見えてきてますので、消費者や障害のある方の声をどれだけ聞いているのかということがポイントとなるかな、と事例を通して思いました。

他に何かありますでしょうか。

**障害福祉課長：**先ほど話しました合理的配慮の不提供の3番目のところ、民間団体主催の講座の件なんです、実はこれも文京区民ではなくて、K市にお住まいの聴覚障害の方だったんですが、文京区にある、ある団体主催のコンベンションに参加をしようとしたところなんです、聴覚障害の方なので、手話通訳者はどうしても必要になるという形になります。そのコンベンションの方が、実は無料ではなくて、有料のコンベンションだったということで、もともと団体の方もやはり子供も来るコンベンションだったので、同行者については半額の負担、参加者については全額の負担ということや、自分達の内規で決めていたというところがあります。そこへ聴覚障害の方が手話通訳を連れて参加をする、といった形になります。そこに手話通訳ですので、なかなか1人では長時間の対応ができないということもありまして、何人かの手話通訳者を連れて行くといった形の中で、手話通訳の方たちから、なぜ無料にしないんだ、といったところで合理的配慮の不提供じゃないか、といった話が出たといったところになります。それにつきまして、基本的にはご本人のコンベンションの参加を拒否するものではないので、差別的な取扱いにはなりませんけども、合理的配慮の観点から、どういったところでご本人同士が折り合いをつけられるかというところだったんですけども、やはり団体の方として

も、他の障害のある方以外の同行の方についても、同じようにやらせていただいているので、そこは何とか半額をぜひ負担して欲しい。でも、手話通訳としては、これは無料にすべきだということなので、ちょっと平行線だったんですけども、手話通訳を派遣する協会の方としては、実際は5人連れていくという話だったんですが、最終的にはご本人の負担で1名は負担する。ただ、残りの方については、その手話を提供している協会として4名分は負担をします、といった形で、ご本人もコンベンションに参加できたという形になりました。こちらにつきましても、合理的配慮としてどこまですべきなのか。例えば、通常の同行者と同じ扱いにしたことが、合理的配慮の不提供になるのかどうかといったところも、今後検討していかなければいけないところだと、問題提起があったような事例となつてございます。

**高山会長：**ありがとうございます。何かご質問・ご意見あれば。これ難しいですね。我々も学会とかでいろいろこういう講座とかやるんですけども、不特定多数の場合、手話通訳と要約筆記ですか、必須になってきているって感じはありますよね。

**住友委員：**イベントとかのことではなくても、何かに参加することに対して聴覚障害の方には手話通訳さんを派遣する、イベント側とか主催者側が派遣するっていうこともあると思いますけれども、そうではなくて、こういう自主的に参加するときには、もしかしたら車椅子の方が介助の人を頼んでもそれぞれ実費を払って来る、2人分を自分で負担してくるっていう場合もありますし、今、聴覚障害者の方には当然、通訳の方が必要なことは重々分かってても、そのどちらがそれを負担してどういう条件でそのイベントなり事業なり参加してくるのかってことは、参加する側と事業をする側との問題というのが少しあるのかと思います。私たちは参加費をちゃんと2人分払ってますよ、ってなったときにどこでその線を引くのかな、っていうのはちょっと難しいところがあるのかな、っていうのはちょっと感じることはあります。

**高山会長：**色々オープンにしているわけですよね。不特定多数の方が来るということを前提にするときには、ちょっと配慮が必要かもしれませんね。演習とかワークショップとかやるんですかね。

**障害福祉課長：**おそらく、何か一つのをみんなでそれぞれ作っていくんだと思いますけども。

**高山会長：**学会というのは事業所になるんですけど。

**障害福祉課長：**法律の括りからしてみますと、事業所という扱いにはなるかと思います。

**志村副会長：**外に対してのサービスということであれば、その部分に参加費をいただいているということであれば、サービス提供しているこの団体における営利事業だったりするんでしょうからね。

**北原委員**：料金が同じだったらいいのかもしれないんですけどね。あるテーマパークでは割引とかないじゃないですか。

**賀籐委員**：賀籐です。よろしくお願いいたします。今、住友さんの意見も聞いて難しいケースだと思うんですけども、例えば、美術展なんかの場合は、前もってその開催の通知のところに、障害、愛の手帳お持ちの方で付き添い1名までは半額、とか或いは2名まで半額とかははっきり明記してあるので、例えば、知的障害の子でも付き添い1人で行ける場合もありますが、中には、2人必要な場合は1名だけは半額或いは無料ということになればもう1名を頼むときは、行く側としては当然そのつもりで行っているので、やっぱり主催する側としてきちんとし規約というんでしょうか、付き添いの人も例えば一緒に作業をやるのであれば材料費がかかるとか、あるいは全くその際にはタッチしないで単にその手話通訳のみの場合にはどうこうとか、大変だと思うんですけどやっぱり細かい規定というか規約というか、案内みたいなものに出すようにしておくのが大事なかなとは思いました。

**高山会長**：そうですね、今、賀籐委員が言ったのは大事なポイントで、合理的配慮って来てからどうするじゃなくて、例えばチラシだとか案内だとかってところに、そういうことをきちんと明記するとかいうことが合理的配慮になってきますので、そこですかね、ポイントは。そこが曖昧というかわからないままきちゃった、みたいなことがありますよね。

**障害福祉課長**：実は、また少し難しくなってしまったのが、ご本人よりも手話通訳の方が無料にすべきだ、ってことで激しくやってしまったところがございます。こちらにつきましては、文京区が間に入り K 市でもやり、東京都にも相談をして調整はしたんですけど、なかなかそこは手話通訳さんの方は無料から引かない、という話からなっただけですね。最終的にはそうはいつでもご本人は教室を楽しみにしているし、団体としてもぜひ来ていただくことには問題はないとなりましたので、お金の負担は先ほど申し上げたとおり、1名分はご本人が負担をすると。あとについては手話通訳側で負担するという形で落ち着いたといった形になります。

**高山会長**：ですから、その一つ一つのそのまま事件に対しての和解が成立したとかっていうことは、それはそうなんですけど、これを社会化していくのが大切なポイントなので、主催する側には、この合理的配慮のところであるかというところを、きちんとネットしていく形のところを求めていく、みたいな形があるといいですね。

**障害福祉課長**：今、高山会長からお話がでたとおりで、仮にもし、文京区でみなさんの所属団体で同じような事業をしたときというのはやはり、そういったところを注意しながらやっていただくという形になるのかなと思ってございます。

高山会長：よろしいですかね。第一号議案についてはよろしいでしょうか。次に今年度の文京区の取組みについて事務局から説明をお願いいたします。

障害福祉課長：それでは、資料第2号をご覧ください。文京区の29年度の取組みについてご報告させていただきます。まず、1番目の周知啓発活動。こちらにつきましては、区の職員に対する周知の実施というところもあります。その中で、平成29年度に入区した職員に対する研修ということで、区の福祉、障害者差別解消について29年5月に実施させていただきました。一般職員等に対する研修ということで、11月に「ダイアログ・イン・ザ・ダーク」ということで、一切光が遮断された空間で視覚障害者の方がアテンドスタッフとして、案内を受けて様々な体験を行うといったものを、区民向けに開催し、そこに職員も研修ということで同時に参加させていただきました。

(2)番目といたしましては、関係団体、機関に対してパンフレットの配付による周知啓発活動という形になります。今、お手元にもお配りさせていただいておりますけれども「障害者差別のないまちは誰もが暮らしやすいまち」というものを、まず配布させていただきました。配付先といたしましては、書いてありますとおり、庁内各課、区立施設、関係団体（民主委員の方等）区内障害福祉関係事業所約82か所と、区内企業約2400か所等配付させていただいております。様々な年代の方々に対してのグッズの配付もさせていただいております。かるたを作りました。文京区すけだちくんかるたということで、障害に関するかるたを作成いたしまして、それに伴って解説書も配付させていただいております。それと今お配りをさせていただいております、点字付きのクリアファイル、文京区すけだちくん日めくりカレンダーもお手元にあるかと思いません。こちらの主な配付先といたしましては、区立小学校、中学校、保育園、幼稚園、区内の私立、国立の小学校、幼稚園、保育園、区内の大学、食品衛生講習会、障害者団体、区内企業（不動産、金融関係等）で配付をさせていただきます。あわせて「心のバリアフリーハンドブック」も配付させていただいております。

4番目といたしましては、広報媒体として区報、CATVを使つての周知啓発となります。区報といたしましては、平成29年11月10日号、CATVとしては、平成29年12月6日放送のくらしの情報室の中で「すべての人が安心して暮らせる共生社会をめざして」ということで放送させていただいております。大きな2番目として、環境の整備がございました。こちらにつきましては、役所内のコミュニケーション支援として実施いたしましたものでございます。まず1つ目は、手話ができる職員を配置させていただいております。配置先といたしましては、障害福祉課、障害者就労支援センター、こちらは区民センターの1階になります。障害者基幹相談支援センター、こちらは総合福祉センターの1階に、手話のできる職員を配置させていただいております。続きまして、コミュニケーション支援のアプリケーションを搭載したタブレットを導入させていただいております。こちらにつきましては庁内ですね。会議や窓口等で必要とあれば、これらの貸出しをして、活用していくといった形になります。それと各窓口において筆談ボード、拡大鏡、杖ホルダーといったものを各課窓口、出先機関への配付をさせていただいております。(2)番目といたしましては、点字プリンタの設置。こちらにつきましては、行政文書等を点字プリンタで一定置換えが可能となっております。(3)といたしまし

ては、移動型の磁気ループの設置ということで、こちらにつきましても、聴覚障害の方について、磁気ループということで、例えば、庁内で会議をやるとか、そういった場合につきましても、移動型ということで、それを持って行って聴覚障害の方の聞こえを助ける物を整備した形になります。

こちらについてのご報告は以上となりますが、資料第2の2号の一枚めくっていただきますと、ご紹介いたしました、様々なグッズのパンフレット、写真等ございますので、手元にあるものもあります、かるたとか数の関係でお配りできませんでしたので、ご参考までにつけさせていただきます。こちらについては、以上です。

**高山会長：**区の実践についてご報告いただきました。ご質問、ご意見があればと思いますが。

**志村副会長：**先ほどご紹介いただいた資料の1のところにも関係するんですけども、様々な区に対してですね。色々こういった相談があって、これらの相談に対して職員の皆さんに対応をしていただいて、必要に応じて調整行っていることによって、今後の事も含めて一つ一つのケースが解決済みということにはご紹介いただきましたよね。つまり、こういうふうな方策を取れば解決するんだと、ある意味、事例として公表をしていくというようなことは区の実践としても大事なことになるかなあというふうにも思うんですね。それをやることによって、民間の事業者の方がこういうことすれば、合理的配慮をしていることになるんだとか、こういうことすれば障害の方も参加をしやすくなるんだとか、学びに繋がるのかなと思うんですね。高山会長もおっしゃられたこういった事例を社会化していくということの一つの布石になるんだろうと思うわけですけども、そういったことは、プライバシーの関係から難しいのか、或いはある程度事例がたまったところで、少しずつそういったものをデータベース化していることは、区の実践として価値があるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

**障害福祉課長：**今回のこのご議論いただいている会議録、これにつきましても最大限個人情報については配慮させていただいて公開をしていきたいと考えています。ただ、さすがに、今この場は非公開の会議体となっております。これについては先程、具体的なお話をしないとなかなか皆さんのイメージが湧かないということもございまして、先ほどのコンベンションだとかそういった話をすれば、一般の方はああ、あの団体か、となってしまうので、その辺は一定配慮しながら、まず議事録を公開するとともに、一定事例がたまってきた段階については、それを財産として活用していきたいとは考えております。

**高山会長：**他にはいかがでしょうか。

**梅谷委員：**クイーンズ伊勢丹の梅谷でございます。遅くなってしまい申し訳ありません。区のこの活動ってところで、(1)の②に、視覚障害の方がこういう体験をされました、

同じような体験をされましたってことなんですけれども、事業者の研修ルームみたいな形でやられたと思うのですが、一般のこういう私どもの買い物をする場所だとかそういうところで実際に今、普通のお客様を交えて体験していただくと。そうするとお買い物がすごい不便なんだよ、周りの方も気をつけるってすごく大事だと思うんですよ。私たちも、たぶん普通にお買い物されている方だけで商売をしてるものですから、こういう体験をして、実は歩いている方ってすごくいらっしゃるんですよ。これって、店内で私たちも付き添って行ったりもするんですけども。そうするとこういう所に置いてはいけないんだよ、当たり前のように置いている物が実はだめだったりとか、こういう体験だとか企業も使って、私どもも是非つかっていただいて、普通の一般の方にも参加してやっていただけると、すごく広がるんじゃないのかなというのがありますね。

**高山会長：**是非、クイーンズ伊勢丹でプログラムを作ってやっていただけたらいいですね。見ていただいたように、文京区は、積極的にパンフレットを区内企業 2400 か所で配付、作成しています。かるたを作って、カレンダーを作って、バリアフリーハンドブックもありますよねっていう、沢山そういういろんな啓発のグッズを精力的に作られたんですよ。良いことだと思いますよね。ただ、これがどのような効果があるのかということや、或いはどう活用していくのかみたいなところを、だいたい幼稚園や保育園や区内の学校に配付していますが、使われているのかとか。そういう効果測定的なものをしていく必要があるかなって感じもちょっとするんです。こういうのってなかなか出てこなくて時間差で出てくるものですから、わかりませんが、せっきく積極的に作られたこういう啓発グッズを、どう活用していくかが大きいですね。

何かありますか。

**障害福祉課長：**実は、かるたなんですけど、かるたを作って配るだけだとなかなか使っていないこともありまして、解説書を作り、また、このハンドブックについても、解説書の一部になっているような作りで作らせていただいております。そこについては、学校側も、すべての学校ではないですけどやってみましたっていうお話を聞くこともございます。またこの間、今まであまりなかったんですけど、学校側から授業として、障害の方の話を知りたいんだけど、どこか団体を紹介してくれないかといったように、直接障害福祉課の方に問い合わせもあったりしていますので、なかなか特効薬みたいにこれをやったらすぐできるってことではないんですけど、地道に、一つ一つ積み上げていきたいと考えております。

**高山会長：**他にいかがでしょうか。

**住友委員：**今、クイーンズさんからいろいろ話を伺って、スーパーでいろいろなイベントができるよと伺って、ちょっと思ったんですけど、今、この配付先に大きなスーパーさんが入っていないので、いろんな方々がスーパーにはお買い物にいらっちゃって、お子さん連れ、お年寄りや障害の方々もいらっちゃると思うんです。そういったところに希望があったら置いていただけるとかっていうのはあるんですかね。

**障害福祉課長：**パンフレットの枚数にもよりますが、基本的には増刷したいと考えておりますので、対応できる限りは、ご希望があれば配付させていただきたいと思っております。

**高山会長：**他に何かございますか。この議題はよろしいですかね。

次の議題に移りたいと思っております。次は、「障害者理解促進及び差別解消のための条例案」ですね。

これに先立ちまして、簡単に、このパンフレットが二つあると思っておりますけど「障害者権利条約」と「障害者差別のないまちは誰もが暮らしやすいまち」この2つのパンフレットを簡単に説明をさせていただきたいと思っております。まずは、「障害者権利条約」の1ページ目、これわかりやすい版、ルビが振られているところですけども、差別解消法が2013年に作られたわけですけども、これは単独で出てきたものではなくて、実はその前に障害者の権利に関する条項、これ障害者権利条約といいますけども、この条約が国連で採択されていて、そこに我が国は署名をして、そこから7年かけて批准するわけですけども、そのプロセスの中でできたということなんですね。そういった意味では権利条約の内容を理解していないと差別、合理的配慮のことに繋がってこないということを理解させていただきたいということですね。ご存知のように条約というのは、国と国との間の約束事ですから、この約束を果たさなければいけないということになるんですね。1975年に障害者の権利に関する宣言というのがあったんです。宣言というのは、努力しますよと宣伝するだけで良いというか、努力義務なんですけれども、条約になったということによって、ちゃんと約束事果たさなければいけない、ということになったわけです。国連は、特に平和と特にマイノリティの人たちの人権、啓発活動を具体的にやってきました。条約というものを締結するということで、これ、障害のある方々は悲願だったんですね。次に、障害者権利条約ができるまで、ということなんですけれども、特に、この条約は国と国との約束事ということで、この権利条約を作っていくプロセス、また作った後のそのスローガンが非常に重要で、ここに書いてありますように、「私たちのことを私たち抜きで決めるな」という、決めないで、というこのスローガンが極めて重要であります。そういう意味では、障害のある方を省いて周りの人たちが決めてきたということが、本人たちが決めていくんだ、障害のある方がいろんな中心になっていくという考え方がポイントにあって、条約の草案は作られていくわけです。2006年の12月13日に国連で条約のすべての内容が決められて、そして採択をされていくわけですね。

日本は2007年条約に署名をしたわけです。この条約に関しては認めますよってことを表明したということなんです。しかし、表明しただけであって、日本国内でこれを批准するかどうかというのは、7年かかったんです。2014年の1月20日に日本は条約を締結しました。国会で批准をしたということになるんですね。では、この7年の間どういったことが行われていたかということ、権利条約というのは、憲法を除いてその国の法律や制度より上の概念なんです。ですから、障害者バージョンの憲法みたいなものなんです。日本国憲法がそうですが、抽象的にしか書いてないですよ。抽象的にしか書いていないものを具現化するために、具体的な法律を作っていくかなければいけな

いということになるわけです。そういう意味では、その次のページにありますように、障害者権利条約の第2条というところにおいては、障害者に合理的配慮をしないことは差別になるということを決めているんですね。第5条では、国が障害に基づくあらゆる差別を禁止、合理的配慮がされるよう手続きをとることも決めている、こういう抽象的に書いてありますから、これを具現化するために、この上の2013年に差別解消法ができていくんです。

ここには書いていないですけども、障害のある方に対して、例えば、虐待やいわゆる搾取してはいけない、と書いてあるんです。だから、2012年に障害者虐待防止法が作られるんです。こういう形でこの権利条約を本当に具体化するために、法律や制度を作っていくということで、作られたのがこの差別解消法なんですね。ただ、差別解消法ができたからと言って、虐待防止法ができたからと言って、虐待はなくなるし、差別はなくなるというのが現実です。ですから、ここから先は、国民が一人一人が、この差別や虐待や特に差別のことにに関して、きちんと議論していかなければならないということになって、この協議会があるということになるわけですね。で、もう一つの具体的に、この「障害者差別のない街は誰もが暮らしやすいまち」文京区バージョンでありますけれども、具体的に言うと、障害を理由とする差別をなくすための法律だということなんですね。

法律では、書いてありますように、この法律は国あるいは市区町村といった行政機関、それから会社やお店などの民間事業者が、障害のある人に対する障害を理由とする差別をなくすための決まりごとを定めた法律だ、ということですね。障害のある方々の参画であるとか、共生社会であるとか、といった事を目的としています。この法律の障害のある人というのは、いわゆる3障害と言われる、身体、知的、精神障害、発達障害も含まれます。その他心身の機能の障害がある人や、社会的障壁によって日常生活や社会生活が困難になっている人、難病であるとかの方も含まれるわけですね。で、日本の場合、障害者というと、その障害が固定したり、極論をいうと一生回復しないという状況になったりとか、例えば、切断してしまった場合、一生そうですね。そうなった時に手帳をもらえるってことになるわけでありまして。それぞれ3障害に手帳があるんですけども、その手帳によって、サービスを利用できるっていう形のひとつのパスポートになっているわけですけども、しかし、この障害者差別解消法においては、障害者手帳を持っていない人も含まれる。これがポイントなんですね。

何を言いたいかというと、例えば、高齢者の方々って手帳を持っていないけど、耳が不自由だったり、脚が不自由だったり、あるいは目が不自由だったりするってこともありますね。我々も日常生活の中で骨折をしてしまって、一時的に障害のある状態になるということもありますよね。それも含まれるってことなんですね。ですから、これは障害者に特化しているんじゃなくて、私たちすべての人に該当するんだっていうか、考え方をしていくというのがポイントだと思います。この法律の対象となる民間事業者ってというのは、目的の営利、非営利の個人、法人の別を問いませんね。一般的な企業、お店だけでなく、例えば、個人事業者、対価を得ない無報酬の事業ですね、社会福祉法人あるいはNPO、こういうところも対象となるということになります。下にいきますと、不当な差別的取り扱いと合理的配慮の不提供が禁止されるということですね。

不当な差別的取り扱いとは、正当な理由がないのに、障害を理由としてサービスなどの提供を拒否、制限あるいは障害のない人には、つけないような条件をつけたりすることです。それから、合理的配慮の不提供、合理的配慮がひとつのキーワードとなってくるわけですが、障害のある方から何らかの配慮を求める意思表示、これがポイントですね。「してください」とか「こういう配慮をしてください」とあったにもかかわらず、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除く配慮をしないことだと。負担になりすぎない範囲で、ということもちょっとポイントになってくるわけですが、そういう合理的配慮の不提供ということが、差別になるということなんですね。下にあります、意思の表明があるということから差別というのがプラットフォームに乗ってくるわけですが、例えば、重度の知的障害のある方であるとか、本人の意思が反映しにくい場合もありますから、その場合は、家族や支援者、或いは他の方の代弁というのでもポイントになってくるだろうといわれています。で、社会的障壁とは何かというのが、となりのページにあります。障壁というのはバリアフリーのバリアと考えていいと思います。そういう社会的障壁がどんなことかということ、ここに書いてある4つあって、社会における事物、物理的な構造的なものです。通行、設備、制度、慣行ですね、無意識的な慣習や文化的なこと、観念、ここに偏見であるとかも入ってきますけども、こういうものが社会的なバリア、社会的障壁ということになっています。具体例としては、段差であるとか、書類、パンフレットにルビをつけるとかわかりやすく書くとか、ホームページもそうですね。画像に読み上げ機能がない場合、難しい障害の方がいるわけですね。こういうことを配慮していくということになります。で、もう一つが、この法律で守らなければいけないポイントになりますが、この不当な差別的取り扱いと合理的配慮とありますが、これが、国と行政機関、地方公共団体は、これが禁止されます。民間事業者も禁止されます。これは同じなんですが、合理的配慮の場合は、国や行政機関、地方公共団体は法的義務があるんですけども、文京区も法的義務となるわけですね。しかし、民間事業者は努力義務なんですね。努力義務というのは日本では、努力していますよと言っていればいいみたいな話になるんですけども、法的義務の方が強いわけですが、障害者に対して合理的配慮を行うように努めなければということなんですね。合理的配慮は下に書いてありますように、教育、医療、公共交通等幅広い分野で対象となって、様々な配慮が求められますということです。行政機関などが率先して取り組むように法的義務としています。民間事業者は努力義務ということで、各分野の対応指針による自主的な取り組みが促されています。

それぞれの主務官庁が、それぞれ具体的なガイドラインを作っています。例えば、金融機関なんか金融庁が具体的な流れを作っていると同時に、その主務官庁がいろいろ提言、勧告ができる形になっています。次のページには、具体例として、お店や特にこの入会手続きですね、特に、不動産関係のところですね、割とそういうものが多かったということもあります。駅とか役所、避難所、こういうところですね。困ったに気づきましょう、という形で例示されているということですね。それぞれ事業所になりますと、例えば、お店で段差をなくすであるとか、エレベーターを作るとか、或いは障害者のトイレを作るであるとか等々ありますけども、そのお店によっては、その売上げの何倍以上にその設備の投資がかかるという場合もあるとなると、それが免除される場合が

あるということもあるんですね。ですから、そのあたり、過度の負担を課さないものという形の所が、ひとつポイントとなってくるわけですね。ですから、その辺の合理的配慮の範囲というのは、多分地域によって、また違ってくると思いますし、考え方もあると思いますけど、そういうことは、やはり考えていかなければいけないだろうということです。最後ですけれども、この差別解消法ができたことによって、差別の問題をみんな考えていかなきゃならないということと同時に、差別とは何なのかというものをきちんと作っていかなきゃいけないって事が明示されているということでもあります。それは、この区の中でしっかりとこの社会化していく、あるいは住民の人たちを含めて、区民の人たちにきちんと浸透していく、そして、共生社会を作っていく、そういう方向性に繋がっていくということで、この権利条約の理念、考え方が具現化されていくという流れの中にあるということでもあります。以上です。

**障害福祉課長：**今、高山会長の方から権利条約から始まって、差別解消法についての話があったと思うのですが、それを踏まえた上で、東京都が条例を今検討してございます。資料 3-1 号と 3-2 号をご覧ください。3-1 号が実際、東京都が検討している「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（仮称）の構成と基本的な考え方について」ということで、1 から始まって、最後は 14 条まであるんですが、これを個別にやっていくと時間も限りがありますので、資料 3-2 号をご覧ください。この条例案の概要をまとめたものとなっております。こちらにつきましては、まず、目的が東京 2020 のオリンピックを見据え、都民及び事業者が障害者への理解を含め、障害者差別を解消するための取組みを進めることで、障害の有無によって分け隔てることのない、共生社会・ダイバーシティの実現を目指す。といったものになってございます。ダイバーシティといいますと、多様性ということなんですが、この条例につきましては、障害者についての言及だけということを、東京都に確認させていただいているんですが、その条例の概要といいますか、東京都として何が一番の肝になるかというところが、その下の条例の概要 4 項目あげているところでございます。それで、まず、1 項目なんですが、ここが一番大きな違いになります。先程、高山会長の方から事業者の方については、合理的配慮は努力義務といったという話があったと思いますが、東京都は、条例でこれを義務に格上げをしております。実際、都条例で資料 3-1 号で、第 7 条を見ていただければと思います。第 7 条のマルから二つ目のところの下三行目のところですが、本人の意思があったときは、建設的な対話を行い、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、必要かつ合理的な配慮をしなければならない。といった形で、東京都は検討しているといった形になります。続いて 2 番目なんですが、情報の保障の推進と言語としての手話の普及というところで、こちらについては都条例の 10 条、11 条のところをご覧ください。

都条例 10 条、11 条のところ、意思疎通の手段として手話や筆談、点字や拡大文字、読み上げ、わかりやすい表現その他の障害者が分かりやすく利用しやすい方法による情報提供が普及するよう、東京が必要な措置を講ずるよう努めるものとする。と、なっております。11 条のところ、東京都が手話を一つの言語であるとの認識に基づいて、都民及び事業所において言語としての手話の認識を広げるとともに、手話の利用が普及

するよう必要な施策を講ずるよう努めるものとする。といった東京都で新たに加えている特徴の一つになります。続いて3番目です。条例の8条なんですが、専門機関、特に広域相談員を設け、障害者、事業者双方からの相談を受け付けるといった仕組みを作っているところがございます。東京都の方で広域相談員を置くことによって障害者、その家族、その関係者だけではなくて、事業者の方からのご相談も応じますよと。必要であれば、市区町村と連携し必要な助言、調査、情報提供を行うといったところ。それと、あっせんの仕組みということもございまして、実際、いろんなケースがあって様々な地域でいろんなご意見がある中で、最終的に当事者間でなかなか解決ができないときに、そこをあっせんする仕組みというものがあるということも必要などころかなと思いません。(資料第3-2号の)4番の紛争解決の仕組みのところ、2つ目の悪質な場合のところを見ていただきたいんですけど、悪質な場合、知事は、「勧告」、「公表」を行うとになってございます。法律では、「勧告」までという形なんですが、都条例の9条なんですけれども、こちらのところで、あっせんをし、正当な理由なく受託せず、受託してもあっせんに従わないときに、知事に対して、あっせんの調整委員会のほうが必要な措置を講ずべきことを勧告するよう求めることができる。

これに対して知事としては、(当事者に対し)必要な措置を講ずるよう勧告できる。勧告までは法律としても認めていたところなんですけど、さらに一步踏込んで、知事は、勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。といったところまで踏込んで、今検討しているといったところがございます。こちらにつきましては、昨年の12月から1月までにパブリックコメントということで、皆様のご意見を集めていたところなんですけど、今のところ予定といたしましては、30年、今年の6月に条例案の議会への提案をしたいと、30年の10月に施行ということで考えているといったところが、東京都の動きとなります。

実は、それを踏まえまして、文京区として条例に対して、どのように考えるのかってところをぜひ皆様にご議論いただきたいと思っております。やはり、これは行政からああしろ、こうしろではなくて、皆さんと一緒に考えてく必要があるのかなと考えてございます。法律があって、都条例があって、さらに文京区として条例を作る必要があるのかなのか、最終的に、ぜひ皆様とお話をさせていただきたい、ご議論をいただきたいといったところがございます。以上です。

**高山会長：**今、条例の説明でしたけれども。区としても条例ということであったり、区で条例を持っているところはあるんですか。

**障害福祉課長：**今のところ、区というか市では、いくつもあるようです。

**高山会長：**一つは、東京都の条例が、6月ですか、できたときに、区との関係でどうなるんでしょうか。

**障害福祉課長：**区との関係といたしましては、東京都としては、自分たちは広域的な自治体ということもあります。それと、地域で解決できないところのあっせんの部分を自

分たちの役割と認識しておりますが、ただ、逆に言うと、区も都も事例というか、ご相談の受け付けは、どちらも並立してやりますので、例えば、ご相談の方から、自分が区でなくて都がいいとか、都でなくて区がいいっていった話になれば、そこで、まず話を受け止めて、区の方で調整がうまくつかなければ、こういったところにのせてきてください、といったところが、東京都の基本的なスタンスといった形になると思います。

**高山会長：**この件で、先ほどの事も含めて、質問あるいはご意見があれば、いかがでしょうか。

**大形委員：**就労支援センターの大形です。今のその条例の感想をなんですけど、3番の専門相談員の体制は、とてもいいことかなと思います。どうしてかという、色んな不当な扱いや、不提供について、双方が相対している事ではなくて、解決していくプロセスというのが、とても大事なように思います。相談してよかったということを、双方が思えていくことが大事で、それがだんだんと成熟した社会に向かうための方向なのかと思います。なので、こういう機関があって、気軽に相談できて、しかも相談してよかった、そのプロセスを経て、双方がためになったという形がつけるとよいかな、と感想を持ちました。どうしても対立構造になったり、差別というと、非常に近づきがたいような分野にならないようになることが大事かなと思いました。以上です。

**高山会長：**ありがとうございます。

**北原委員：**文京槐の会の北原です。高山先生からもこの権利条約についてのお話なんかもいただいたんですが、その中のこの3ページのところに、障害者権利条約の主な内容があるんですけども、障害者権利条約の中には、「社会モデル」と呼ばれる考え方が反映されてます、と。「社会モデル」とは、障害は障害者でなく社会が作り出す考え方で、ということが記載されているんですね。私は、この差別解消法なんかも考えるにあたっては、この考え方が、いろんな考え方の土台になってくるんじゃないのかな、って常に思っています。私、障害者施設の職員をしていますけれども、年間に70~80人ぐらいですか、例えば、教職員の免許を取るための実習生ですとか、社会福祉士等、国家資格を取るための学生さんが、年間それぐらいの人数の方が施設に来るんですね。その中で、障害ってなんだろう、って考えるようなあの質問をしたりするんです。その中で、障害というのは、社会が作り出すんだよってというようなことを発言する学生というのは、ほとんどいないんですよ。つまり、障害ってというのは、その人が持っているもだ、っていうところで考えてるような概念的にとらえてるところってとっても大きいんですね。つまり、そこって、対比的な考え方で「医療モデル」という考えですけど、そこって、障害は障害者本人の問題だって考え方、とらえ方なんですね。でも、きっと権利条約の考えの中で「社会モデル」で社会が作り出すんだよって考え方が概念的にあるんですけども、ただ、やっぱり一般社会の中では、障害ってというのはその人の問題なんだよって捉えているところってとっても大きいと思うんですね。ですから、障害というのは、社会が作り出してるんだよ、ってこの当たり前に思えるような考え方、社会の

あり方みたいなどころが出てこない、なかなか合理的配慮みたいなどころっていうのが、すっと入ってこないようなどころというのが社会の中にあるんじゃないのかな、と。常に、そういった中でそういった方々と障害のある方と、ほとんど接していない方々が社会の中に多いでしょうから、そういった中では、障害というのは、社会が作り出してるかといったところの考え方を、いかに浸透させていくのかというところが必要なのかなと思いますし、たとえば、このすけだちくんは、保育園だとか小学校だとか学生さんとか若い世代とかから、当たり前合理的配慮って必要だよ、ってところが浸透してくるのかなっていうのを、常に支援する中で、そういった方々と接していろんな意見を交換する中で、感じているところです。以上です。

**高山会長：**ありがとうございます。「社会モデル」がひとつの土台だ、というところですね。確かにそのとおりなんですよね。他にはいかがでしょうか。

**諸留委員：**遅れて来たばかりなので、前の話がどんな話だったか分からないですけど、今、条例の話がでたので、この第1回のおきの議事録をいただいて、3月ですね。これを見たら、申し上げたと思うんですけど、また、条例を文京区で作るという話があると聞いて、東京都でも作られるんですね。障害者の差別の話ですから、そんな精神的なもので地域的でとか、そういうことはあまり関係ないので、そういう無駄な事はしないほうがいいと思います。民泊っていうことがありまして、民泊は、6月に法が施行されるんですけど、3月から受付が始まるということで、私は、その民泊の条例の会議にも出させてもらっているんですけど、あれは、やっぱり内容が地域的な問題がいろいろあるんで、条例があって、全体の話から、文京は、文京区の特徴があって、はっきり覚えてはいませんが、第一種住居専用地域はだめだよとか、何曜日はだめだよとか、細かく制限するよなきまりは、自分の土地を、自治体であれば、文京区を守るためにも必要だと思いますけれど、そのために、文京区独自の条例が必要だとは思いますが差別の問題は心の問題ですから、そんな地域的にどうのこうのものないし、あるもので、また、余計な時間とか労力、エネルギー使ってやる必要は全然ないと思いますけどね。以上です。

**高山会長：**ありがとうございます。条例に関しての意見ですね。

**梅谷委員：**クイーンズ伊勢丹の梅谷でございます。一番私たちが直接かかわるところ、1番の事業者に関する合理的配慮提供の義務化ってところなんですけど、これ民間事業者、私たちであれば、都からのこういういろいろ説明があって、それに対して会社が専属の部署でこう啓蒙していくって話になるかと思うんですけど、でそれがどこまで、末端まで伝わるかっていうところ、ちょっと不安ではありますね。私たちが聞いてその、じゃあ、伝えられるかといったところが、かなり温度差が出てくると思うんですね。ましてや個人事業者の方のところなるとこれどういうに啓蒙していくのかなと、これは疑問がかなり大きいですね。

**高山会長：**それは、みんな思いますよね。個人事業者で極めてその売上が、というところ

にね。

**障害福祉課長：**そうですね。事業をやられている方は、様々な形態の方がいらっしゃると思いますので、大きなところだけの議論ではなくて、やはり、個人の事業の方にもちゃんと情報を届けなければいけないというところだと思います。こちらの条例につきましても、東京都の方で最終的にパブリックコメントを踏まえた案を練っているというところも聞いていますけども、それが議会で最終的に仮に成立したとすれば、広報なりに載せたりということにはなるんだと思うんですね。その中では、東京都としてどういったメニューをもって、例えば、東京MXテレビを使うだとか、そういったことを踏まえてかもしませんけれども、そういったところ対応というのが出て来るでしょうし、場合によっては、各区市町村の方に周知の協力依頼、例えば、区報にのせてほしいだとか、そういった依頼が出て来るのかなと思っていますところ。ただ、個別の商店のほうに、都がどういうふうを考えているかについては、持ち合わせていないんですが、たぶん、最終的にはそういった流れになるのかなといったところでございます。

**高山会長：**条例よりも法律が上になりますので、その過重な負担かどうかというのは、またチェックされていくんだらうとは思いますが、そこは、きちんとしていくと思いますけど、先ほど言ったように、じゃあ、完璧には合理的配慮はできなかったとしても、チラシに書かだとか、建設的にある一定の合理的配慮の範囲というものを示すことはできるかもしれないということもあるかもしれませんね。これも事例を積み重ねていかないとわからない部分があるかもしれませんね。どうなんですか、僕、わからないのですが、都条例のご意見をいただいたのですが、条例を作る意味というのは、例えば、行政側はどういうふうに、文京区の特徴と言われましたけど、そういうところはすごく大切に、特徴とか個性とか言ったりしますけど、そこを踏まえて推進できるのであれば、どんどん作っていくべきだと思いますけど、屋上屋を架すような話になると、それは労力を抱えるだけで、同じものができわけでありまして、という意味では、文京区の条例って、他にどんなものが、独自の条例ってあるんですか。

例えば、タバコとかって条例ありましたよね。

**障害福祉課長：**タバコもありますし、ちょっと前、10数年前ですけど、自治基本条例なんてのも文京区独自で作ったりもしました。確かに諸留委員のおっしゃったとおりで、一部地域性はあるのかもしれませんが、基本的には、皆さんの心の問題という形になります。現行原則、法律があって、そこにまた東京都でもこういう考えをしているといったところ、それを踏まえて、さらに文京区が作るメリット、あるいは意味というところは、これから皆さんと少し考えていかななくてはならないし、そもそも、それがいいのであればやはり、東京都の条例があるわけですから、そこは、それでいいんじゃないかという考え方もありうる話だと思います。

逆に、これは例えば自治基本条例は、区と民間のみなさんたちと区民の方との協働ということで、区の方から発信をさせていただいたところではございますけれども、逆にこういった差別の関係の条例については、皆様の心の中の話になりますので、それを行

政からこうあるべきだ、こう考えるっていうことよりは、皆さんと一緒に考えていきたいなと思っています。作ったことに意味があるっていう事ではなくて、できてからのことで、どれだけ文京区が、時間とみなさんの労力をかけて作って、それに見合うものがあるのかなのか、そういったものを大切にして検討してきて、最終的に見合うものがあると判断されれば作りますし、そこは、東京都の条例で最終的にはちゃんとできてるんじゃないかってことであれば、そこは、条例の制定は必要ないという形にもなると思います。

**高山会長：**他にどうでしょうか。

**志村副会長：**先ほどの事例のところを聞いておりますと、やはり、その区をまたがっている事例が非常に多いというような事が見えてきていますよね。ですから、もっと独自のものということよりも、ある東京都の条例をまずもってそれに沿った形で展開していくということでもいいのかなというふうに、お話を伺っている限りの中では思いますね。で、やはりその文京区、特に教育の分野ですね、力を入れていくっていうのは、これは、もう色々なところから見られているかと思いますが、これに関しては、6番目の区市町村と連携のところ、啓発活動にあたっては、区市町村と連携するというのは、東京都も考えているようですから、こういった部分に関しては、リーダーシップを発揮して、区で率先してやっていく、なんてことも考えられるでしょうし、そんなことを思った次第です。

**高山会長：**調整委員会であるとか、このあっせんところなんていうことなんか、場合によっては活用していくってことになりますよね。逆に、条例をつくと文京区の中で調整委員会を作って、そういうふうになってくる可能性が高いってことですよね。

**障害福祉課長：**そうですね。まあそういった事をする事を求める動きもあるだろうと思います。先程の志村副会長の方からありましたとおりで、やはり最近、地域だけで完結しない問題って結構多いのかなと思っていますので、そういった意味では、広域的な共通の物差しの方がいいんじゃないか、というのが当然あるかなと思っています。

**高山会長：**私も同じ考え方なんですけども、先ほど言ったとおりで、事例がありましたよね。積み重ねていかなくてはいけない、積み重ねていく事によって、もしかすると、文京区独自で何か作らなければいけない部分、場面があるかもしれないということも、可能性ありますけど、今の段階では、むしろ作らない方が幅広く、あるいは東京都との連携みたいなことで考えることができるんじゃないか、むしろ事例を集めて事例を分析していくっていう社会化していくっていう、こういうことを積み重ねていくってことが、今の段階では良いんじゃないかな、と思っていますけれどもね。他にはいかがでしょうかね。

**賀藤委員：**今、高山先生が言われたことは、本当に最もなことだなと思います。あのちょっと話がそれてしまうかもしれないんですけど、住んでいる地域で建築紛争があった時

に、大手の建築会社と私たちの地域との紛争で、結局は、建築問題に関するあっせんに関わってしまったことがあります。東京都に色々な調停とか出ていくことがあったんですけれども。ここには、あっせんと簡単に書いてあるんですけど、そういった紛争のあっせんに出るってすごく大変な事を経験しまして、こちら側は普通に住んでいる住民側で相手方が大手の建築会社だったので、あちらは、弁護士さんとかいろんな方を揃えています。私たちは住民だけでいろいろなこういうことが困る、ああいうことが困る、といった資料を全部そろえて、東京都のあっせん調停に何回も参加したんですけど、結局のところは、やはり調停を受けて、企業側の利益というものをある程度守らなければいけないということで、住民側のすごい高い建物が建ってしまうので高さを少し抑えてくれないか、ということから始まったんですが、それはどうしてもそのできないということで、結局は押し切られた形になったんですが、たぶん、障害者の事でも区の方が先程色々な事例をやれましたけれども、両方ともあの話の聞いていると、なかなか平行線のままでお互いにそれぞれの言い分があると思うんですけども、あっせんするということは、すごく大変なことだと思いますので、やはり、条例は、多分東京都のこれを基にして、あとはそのデータベース的な形でこういう紛争があった、ああいう紛争があったということのために、文京区として独自にいいあっせんというのでしょうか、紛争解決ができるような、紛争解決のための何か規定のような、規約のようなものができなければいいのかなというふうに思います。

**高山会長：**ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。先ほど北原委員が言われたような、「社会モデル」という意味ですね、私、津久井やまゆり園の再建などに関わっているんですけども、ご存知のように津久井やまゆり園って160名の入所施設で周り何もありませんよ、少しお店があるぐらいの集落にある。あそこに30年もいるわけですね。あそこに囲い込んでいたら、差別も何もないわけですね。むしろ、あの方々が、例えば買い物に行く、あるいはその公共交通機関に乗る、そういう事によって、差別やそういうものにぶつかるわけですね。だから、抱え込んでしまうと、その差別なんて見えてこないわけですね。ということで、やはり、そういうことは分かっていたわけですね。ですから、津久井やまゆり園の方が地域で暮らすんだって、地域で暮らして色々な所に参画、参加できる場所があって、そのことによって、こういう差別の問題がプラットフォームに乗ってくるという、こういう考え方をきちんとしていかないとけない、ということになるかと思えます。

そういう意味では、通所施設、入所施設がありますけれども、文京区の場合。やはり、障害のある方が、いろんな地域の中で参画、参加する場所、あるいはそういうところの声を拾い上げていくということが、文京区全体をよくしていくことになるんだらうと思えますね。そういう意味では、障害のある方の自立支援のところと繋がってくる問題でもあるし、大形さんが勤める就労支援の所なんかまさにそうですよね。就労していかないと見えてこないものもあるってことになりますから。これポイントになりますから、そういう意味では、条例云々よりも障害者の自立支援協議会ですね。ここの連携、この委員会も含めてですね、当事者部会がごいますので、そういうところとの連携ですね。図っていきながら、ひとつの差別の問題のプラットフォームをしっかりと作っていくと

というような連携体制を作っていくことが必要なんじゃないかなって感じがしますね。他にはいかがでしょうか。

よろしいですかね、条例に関しての一定の方向性というか、皆さんの合意というか、できた感じがしますけれども。時間ですので、次は、その他。その他はよろしいですか、何かございますか。

**障害福祉課長：**条例に関して皆様のご意見を伺いました。東京都の方が、今骨子として作っていますけど、これが最終確定ではないと言われていいますので、そこについての動きも皆様には共有させていただきたいなと思っています。事前に我々は、東京都の方から説明を受けていますけども、区と東京都との役割というの、最終確定ではないとも言われていますので、その辺も踏まえてもう1度、来年の一回目の時に、情報提供も含めて、この話について引き続きやらせていただければと思っています。最終的に東京都条例が固まって、こういう形で10月1日に施行されると確定した段階のもので、もう一度お話をさせていただいて、やはり、文京区独自よりも今の段階では、東京都の条例と、文京区としては、事例の積み上げとそれをデータベース化していかに活用していくか、いろんな会議体とどう連携していくか、といった所に特化すべきということであれば、そういった形で話をしていきたいと思いますので、大変恐縮ですが、もう一度お付き合いいただければと思っています。本日の議題としては、以上になります。

**高山会長：**何か情報交換的なことがありましたらいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

**志村副会長：**先ほどの東京都の条例ですね、パブリックコメントの結果なんかもホームページで掲載されているようで、東京都の考え方などで見てみると結構おもしろいので、また、ご紹介いただければと思います。

**高山会長：**他にはよろしいでしょうか。第一回協議会でしたけども、どうもありがとうございました。

以上